

2024 Jessup 国際法模擬裁判大会

国内予選補足規則

**JAPAN NATIONAL RULES SUPPLEMENT TO
OFFICIAL RULES**

日本国際法学生協会

Japan International Law Students Association

目次 (TABLE OF CONTENTS)

目次 (TABLE OF CONTENTS)	1
NATIONAL RULE 1：総則	3
1.1 目的	3
NATIONAL RULE 2：大会組織	3
2.1 National Administrator	3
2.2 JILSA 学生運営委員会	3
2.3 Team Advisor 会議	3
2.4 学生運営委員会	4
2.5 開催地	4
2.6 責任	4
NATIONAL RULE 3：参加および資格	5
3.1 参加校	5
3.2 複数校による合同チームの禁止	5
3.3 一チームにおける原告・被告双方の代理人	5
NATIONAL RULE 4：国内予選参加登録	5
4.1 期日	5
4.2 参加登録	5
4.3 チームナンバー	6
NATIONAL RULE 5：裁判官	6
5.1 裁判官の決定	6
5.1.1 TA による弁論裁判官	6
5.1.2 審理の重複	6
5.2 裁判官の公表	6
5.3 参加校の義務	7
NATIONAL RULE 6：クラリフィケーション	7
NATIONAL RULE 7：メモリアル	7
7.1 提出	7
7.2 ファイル遅刻・不着の抗弁	8
7.3 メモリアルの書式	8
7.4 言語	8

7.5	盗用.....	8
<u>NATIONAL RULE 8：弁論.....</u>		8
8.1	チームメンバーの登録.....	8
8.2	補佐人.....	9
8.3	予定弁論者以外による弁論.....	9
8.4	偵察の禁止.....	9
8.5	対戦校の遅刻.....	9
8.6	NAによる監督.....	9
8.7	法廷の撮影、録画.....	10
8.8	使用される言語.....	10
8.9	弁論時間の計測.....	10
<u>NATIONAL RULE 9：予選トーナメント進行手続.....</u>		10
9.1	世界大会への進出.....	10
9.2	対戦校メモリアルの返還.....	10
9.3	大会の終了.....	11
<u>NATIONAL RULE 10：得点集計.....</u>		11
10.1	順位.....	11
10.2	結果の報告.....	11
<u>NATIONAL RULE 11：罰則.....</u>		11
11.1	弁論に関する罰則.....	11
<u>NATIONAL RULE 12：賞.....</u>		12
12.1	賞の種類.....	12
<u>NATIONAL RULE 13：国内予選補足規則の改正.....</u>		13
<u>附則.....</u>		14

NATIONAL RULE 1：総則

1.1 目的

Jessup 国際法模擬裁判大会国内補足規則（以下、「本規則」とする）は、The Official Rules of the 2024 Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition（以下、「公式規則」）1.7(a)に従い、Jessup 国際法模擬裁判大会日本国内予選のために制定される。

NATIONAL RULE 2：大会組織

2.1 National Administrator

NA は Executive Director の代理人であり、Jessup 国際法模擬裁判大会日本国内予選（以下「国内予選」という。）の計画、調整、委任、および実施のあらゆる段階において代表責任者となる。

2.2 JILSA 学生運営委員会

- (a) 国内予選は NA の授権のもと、日本国際法学生協会（以下「JILSA」という。）学生運営委員会により準備・運営される。
- (b) NA は以下の役職を JILSA 構成員より選任する。
 - (1) 規則担当学生運営委員（Executive for Rules）
 - (2) 裁判官担当学生運営委員（Judge Coordinator）
 - (3) スコア担当学生運営委員（Chief Scorekeeper）
 - (4) 廷吏・タイムキーパー担当学生運営委員（Bailiff Coordinator）
 - (5) その他必要な委員

2.3 Team Advisor 会議

- (a) Team Advisor（以下「TA」という。）とは参加校のサークルの顧問、ゼミの担当教員またはチームのコーチのことを指すものとする。

- (b) NA は TA 会議の定例会を招集することができる。
- (c) 学生運営委員会は TA 会議の臨時会を招集することができる。

2.4 学生運営委員会

- (a) 学生運営委員会は以下の事項について審議し、NA に助言する。
 - (1) 予選ラウンド弁論裁判官
 - (2) 準決勝および決勝弁論裁判官
 - (3) 本規則
 - (4) 開催地域
 - (5) その他大会運営に関する事項
- (b) 各学生運営委員は学生運営委員会の招集を求めることができる。

2.5 開催地

開催地域については参加校の意見を考慮したうえで NA が決定する。詳しい開催地の決定は学生運営委員会が行なう。

2.6 責任

- (a) JILSA 構成校は学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までに構成校代表の連絡先（メールアドレスを含む）を通知しなければならない。また、学生運営委員会は、年度毎に構成校代表の連絡先を更新する。
- (b) JILSA 構成校代表宛の郵便、および電子メールはその大学宛の公式文書となる。
- (c) JILSA 構成校は学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までに参加校の TA の教員名を通知しなければならない。

NATIONAL RULE 3：参加および資格

3.1 参加校

参加校とは、JILSA 規則に基づき登録済みの構成校のうち、当該年度国内予選の参加登録をした各大学の団体をいう。

3.2 複数校による合同チームの禁止

複数校による合同チームの結成は、これを禁止する。

3.3 一チームにおける原告・被告双方の代理人

一チーム内で、原告・被告双方の代理人を行うメンバーが所属するチームは、学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までにその旨を通知しなければならない。

NATIONAL RULE 4：国内予選参加登録

4.1 期日

国内予選参加登録は学生運営委員会の指定する期日までにメールで行なわれなければならない。(jilsa.rules@gmail.com)

4.2 参加登録

- (a) 国内予選参加登録は、学生運営委員会の指定する方法による登録申請の到着をもって完了されるものとする。
- (b) 参加校は、学生運営委員会の指定する国内予選参加登録料を支払わなければならない。また、支払いの方法は、学生運営委員会の指定するものに従う。
- (c) 公式規則 3.1（参加登録）に定められた登録の未完了が判明した場合、参加校たる地位を失う。

4.3 チームナンバー

公式規則 3.5 に規定する公式チームナンバーは、国内予選の場合にもチーム識別のためにも、これを使用する。

NATIONAL RULE 5：裁判官

5.1 裁判官の決定

弁論裁判官は、公式規則 4.2、および以下に定める資格を有する者の中から、NA の承認を受けた上で裁判官担当学生運営委員により決定・委嘱される。

5.1.1 TA による弁論裁判官

TA は、適切な処置がとられれば、直接関係を持たない参加校間の対戦において弁論裁判官となることができる。

5.1.2 審理の重複

公式規則 4.6 の規定にかかわらず、準決勝ラウンドおよび決勝ラウンドにおいて、裁判官担当学生運営委員は NA の承認を受けた上で、大会の最善の利益に資する場合、裁判官に対して、以前に審理を行ったことのあるチームの審理を行うことを許可することができる。この審理には、原被逆側のパートの審理だけでなく、原被同じ側のパートの審理を含む。

5.2 裁判官の公表

- (a) 準決勝ラウンド裁判官および決勝ラウンド裁判官については、原則として、各ラウンドの進出校発表時に公表される。
- (b) 準決勝ラウンド裁判官および決勝ラウンド裁判官を予め委嘱しておく場合は大会前に公表することができる。この場合は適正な措置が講じられれば、公式規則 4.3 (Team Advisor による裁判官) および公式規則 4.5 (裁判官の利益相反) の適用は除外される。

5.3 参加校の義務

各参加校は裁判官予定者が公式規則 4.3 (Team Advisor による裁判官) および 4.5 (裁判官の利益相反) に該当した場合は遅滞なく学生運営委員会に通知しなければならない。

NATIONAL RULE 6 : クラリフィケーション

公式規則 2.16 (問題文のクラリフィケーション) の規定するクラリフィケーションが Official Schedule の指定する期日までに公表されない場合、クラリフィケーションは公表されなかったものとして扱われる。

NATIONAL RULE 7 : メモリアル

7.1 提出

- (a) 各チームは、学生運営委員会の定める期日までに、学生運営委員会の指定した方法で、Microsoft Word の形式 (ファイル拡張子は.doc または.docx に限る。) の原被各々のメモリアルのファイルを一部ずつ送付しなければならない。
- (b) 各チームは、本規則 7.1(a)に従ってファイルを提出したときに、その画面のスクリーンショットを撮らなければならない。
- (c) 学生運営委員会の義務
 - (1) 本規則 7.1(a) による提出を受領したことを、学生運営委員会は各構成校代表に通知しなければならない。
 - (2) 本規則 7.1(a) による提出が期日までに行われていなかったことを確認した場合、学生運営委員会は当該参加校に遅刻 (不着) 通知を送付しなければならない。

7.2 ファイル遅刻・不着の抗弁

- (a) 本規則 7.1(b) に従い、スクリーンショットを撮ったチームは、学生運営委員会からメモリアルが遅刻（不着）通知を受けた場合、当該ファイルを期日前に送信したことを示す証拠を学生運営委員会に提出することができる。期日前に送信したことを示す証拠は学生運営委員会の指定する期日までに提出されなければならない。
- (b) 上記以外のチームは、ファイル提出遅刻・不着に関する抗弁を行うことができない。

7.3 メモリアルの書式

メモリアルの書式は公式規則 5.4 に従う。また、電子データは読み取り専用形式であってはならない。

7.4 言語

メモリアルの使用言語は英語とする。

7.5 盗用

各チームは、他のチームが公式規則 11.2 に違反した旨を NA に申し立てることができる。ただし、申立ては学生運営委員会の指定する期日までになされなければならない。

NATIONAL RULE 8 : 弁論

8.1 チームメンバーの登録

- (a) 国内予選のチームメンバーの登録は、最大 5 人までである。登録された 5 人はいずれのラウンドにおいても弁論者となることも出来る。ただし、そのすべてが世界大会に登録を行うことを要する。
- (b) 各チームは学生運営委員会の指定する期日までに、法廷において弁論者となるものを通知する。

8.2 補佐人

公式規則 6.8 が適用される場合には、補佐人は、登録されたチームメンバーの中から選ばなければならない。

8.3 予定弁論者以外による弁論

法廷において、本規則 8.1(b) に従って学生運営委員会へ通知した役割の変更があった場合、規則担当運営委員に対して、弁論が行われる法廷が開始される前までに通知しなければならない。ただし、対戦組み合わせにより認められない場合がある。

8.4 偵察の禁止

予選ラウンドにおいて、チームメンバーが対戦予定のチームの試合を観戦することは、厳格にこれを禁ずる。そのチームメンバーと同じ大学に所属する人間または当該メンバーの関係者についても、同様とする。入廷に際しては、学生運営委員の交付する入廷許可証を携帯していなければならない。また入廷許可証記載事項に従わなくてはならない。この規定の違反に関しては、公式規則 7.20 に記載された罰則が課される。ただし、公式規則 7.20(b) 及び (d) に規定される「非直接的な偵察」および公式規則 7.20(e) に規定される上位ラウンドにおける偵察に関しては、国内予選ではその罰則は免除される。

8.5 対戦校の遅刻

各法廷において 5 分以上 30 分未満の遅刻があった場合、当該法廷の当該チームの弁論時間から遅刻分の時間を減じる。遅刻時間の算定に当たっては各法廷の タイムキーパーの時計を基準とする。30 分以上の遅刻があった場合には、公式規則 6.7(a) または 7.17 (c) の規定に従うものとする。

8.6 NA による監督

弁論中に本規則が予定しない事態が発生した場合には NA の裁決に委ねる。

8.7 法廷の撮影、録画

参加校による明示の反対がない限り、NA および学生運営委員は法廷の写真撮影・ビデオ録画を行うことができる。NA および学生運営委員が、写真・録画やその他の複写について、著作権を有している。すべての国内予選参加チームは、その弁論ラウンドにおいて、記録、報道されることについて、同意したものとみなす。

8.8 使用される言語

弁論においては、裁判官・弁論者とも英語を用いなければならない。

8.9 弁論時間の計測

弁論における時間は、タイムキーパー担当学生運営委員の計測による。タイムキーパー担当学生運営委員は、学生運営委員会の配布するタイムカードにより時間を表示する。

NATIONAL RULE 9：予選トーナメント進行手続

9.1 世界大会への進出

世界大会に進出するチーム数は、公式規則 1.2 に従い決定される。公式規則 1.2 に従い決定されたチーム数が 1 の場合、英語で行われる決勝法廷で勝利したチームが、世界大会に進出する。公式規則 1.2 に従い決定されたチーム数が 2 の場合、英語で行われる決勝法廷で勝利したチームおよび敗北したチームが、世界大会に出場する。

9.2 対戦校メモリアルの返還

各法廷終了後、各チームは速やかに対戦校のメモリアルを廷吏に返還しなければならない。この規則に違反した場合、本規則 11.2(j) に従って減点がなされる。ただし、やむを得ない事情がある場合は、NA の判断により適切な措置に従うことで罰則の適用を免れることができる。

9.3 大会の終了

国内大会は、決勝ラウンド勝利チームの決定をもって終了されるものとする。

NATIONAL RULE 10： 得点集計

10.1 順位

- (a) メモリアルの順位は、原告・被告それぞれについて、高得点のチームから低得点のチームの順に作成される。
- (b) 弁論者の順位は、原告・被告それぞれについて、予選ラウンドにおける高得点の者から低得点の者の順に作成される。

10.2 結果の報告

公式規則 10.16 に定められる大会結果は、大会終了後迅速に参加校へ送付される。

NATIONAL RULE 11： 罰則

11.1 弁論に関する罰則

- (a) NA は、弁論に関する罰則の適用の最終決定権を NA により選任された、中立な規則適用委員長に委任することができる。
- (b) 担当裁判官および対戦校は、各法廷終了後 15 分以内に規則担当委員に対して書面または電磁的方法で罰則の適用申請ができる。
- (c) 弁論に関する罰則の適用の調査は、NA との協議の上規則担当学生運営委員が行なう。
- (d) 廷吏は規則担当学生運営委員の要請があった場合、罰則の適用の調査に協力しなければならない。

- (e) 罰則適用の有無についての結論は、理由を付してただちに、担当裁判官、両対戦校に通知されなければならない。
- (f) 罰則被適用校には、規則担当学生運営委員に対し反論の機会が与えられる。ただし、この反論は罰則の適用されうる事項を知らされてから 15 分以内になされなければならない。
- (g) 公式規則 11.8 による裁量減点の被適用校には、その程度により 2 点、3 点、ないし 6 点の減点が課される。

NATIONAL RULE 12 : 賞

12.1 賞の種類

大会後のレセプションにおいて、学生運営委員会 は以下の賞に該当するものを発表する。

- (a) 英語弁論チーム優勝・外務大臣杯
- (b) 英語弁論チーム準優勝
- (c) 英語弁論チーム第 3 位
- (d) 最優秀ベストオーラリスト賞・筒井若水杯
- (e) ベストオーラリスト賞（原告・被告）
- (f) オーラリスト第 2 位（原告・被告）
- (g) オーラリスト第 3 位（原告・被告）
- (h) ベストメモリアル賞（原告・被告）
- (i) メモリアル第 2 位（原告・被告）
- (j) メモリアル第 3 位（原告・被告）
- (k) JILSA 特別賞

NATIONAL RULE 13 : 国内予選補足規則の改正

- (a) 本規則の改正は、Executive Director による承認を受けなければならない。
- (b) JILSA の学生運営委員会ないし構成校会議は、NA に対して本規則の改正を諮問する事ができる。
- (c) 学生運営委員会は 1 ヶ月以内に改正を構成校会議代表に対し報告しなければならない。

附則

1. 本規則は 1998 年 8 月に成立した。
2. 本規則は 1998 年 12 月に一部改正された。
3. 本規則は 1999 年 12 月に一部改正された。
4. 本規則は 2001 年 4 月に一部改正された。
5. 本規則は 2001 年 12 月に一部改正された。
6. 本規則は 2002 年 12 月に一部改正された。
7. 本規則は 2003 年 2 月に一部改正された。
8. 本規則は 2004 年 10 月に一部改正された。
9. 本規則は 2005 年 10 月に一部改正された。
10. 本規則は 2006 年 10 月に一部改正された。
11. 本規則は 2007 年 10 月に一部改正された。
12. 本規則は 2008 年 10 月に一部改正された。
13. 本規則は 2009 年 10 月に一部改正された。
14. 本規則は 2010 年 10 月に一部改正された。
15. 本規則は 2011 年 11 月に一部改正された。
16. 本規則は 2012 年 9 月に一部改正された。
17. 本規則は 2013 年 10 月に一部改正された。
18. 本規則は 2014 年 10 月に一部改正された。
19. 本規則は 2015 年 10 月に一部改正された。
20. 本規則は 2017 年 10 月に一部改正された。
21. 本規則は 2021 年 12 月に一部改正された。
22. 本規則は 2023 年 1 月に一部改正された。

23. 本規則は2024年1月に一部改正された。